

国民健康保険

☎医療保険年金課国保資格係(〒160-8484歌舞伎町1-4-1、本庁舎4階) ☎(5273)4146

◆令和8年度の保険料の変更点

令和8年度からは保険料に子ども・子育て支援金分が加算されます。
 ※新宿区ホームページ(右二次元コード)に、前年中の総所得金額等を基に保険料の概算を確認できる「国民健康保険料概算早見表」を掲載しています。



令和8年度の国民健康保険料の計算方法

医療分	支援金分	介護分	子ども・子育て支援金分	年間保険料
【均等割額】 4万7,600円 ×世帯の加入者数 + 【所得割額】 世帯の加入者全員の算定基礎額(※1)×100分の7.51 賦課限度額67万円	【均等割額】 1万7,600円 ×世帯の加入者数 + 【所得割額】 世帯の加入者全員の算定基礎額(※1)×100分の2.80 賦課限度額26万円	【均等割額】 1万7,800円×世帯の加入者のうち40歳～64歳の加入者数 + 【所得割額】 世帯の加入者のうち40歳～64歳の算定基礎額(※1)×100分の2.43 賦課限度額17万円	【均等割額】(※2) 1,873円×世帯の加入者のうち18歳以上の加入者数 + 【所得割額】 世帯の加入者全員の算定基礎額(※1)×100分の0.27 賦課限度額3万円	

※1 前年中の総所得金額等から基礎控除額43万円(合計所得金額が2,400万円以下の場合)を差し引いた金額です。
 ※2 18歳以上被保険者均等割額(1人あたり73円)を含みます。

◆保険料は必ず納めましょう

保険料は国民健康保険制度を支える大切な財源です。納期限までに納めてください。
 ※みずほ・三菱UFJ・三井住友・りそな・ゆうちょの各銀行の金融機関口座をお持ちの場合は、医療保険年金課国保資格係で本人確認書類・口座名義人本人のキャッシュカード(磁気付)と暗証番号で即日口座振替の登録ができます(一部利用できないカードあり)。
 ※スマートフォン決済アプリの請求書払いサービス(利用登録が必要)を活用して、電子マネーでも納付できます。

◆保険料の納付

◆令和8年度の納入通知書は6月中旬に発送します

1年間の保険料は、6月納期～翌年3月納期の年10回払いです(令和8年1月1日に日本国内に住所がなかった世帯は6月納期に一括払い)。
 ※令和8年1月2日以降に新宿区に転入した方は、6月に発送する納入通知書では、均等割額のみをお知らせします。その後、前住所地の住民税の課税内容から算定基礎額を計算し、所得割額を確定した上で、保険料の納入(変更)通知書を発送します。

◆保険料の納付が困難なときは

国民健康保険料の納付相談を滞納対策課(本庁舎6階)で行っています。納付が困難な方や滞納している方はご相談ください。電話相談も受け付けます。
 ※特別な事情がなく滞納している方等には、法令に基づき預貯金等の財産調査を行い、予告なく差し押さえ等の滞納処分をすることがあります。
 ☎滞納対策課徴収係☎(5273)4311(受け付けは区納付案内センター)

◆国民健康保険の加入・脱退の届け出を

●国民健康保険・勤務先の健康保険は自動的に切り替わりません

退職等で勤務先の健康保険をやめたときや、国民健康保険に加入していた方が勤務先の健康保険に変わったときは、届け出が必要です。加入の手続きが遅れた場合でも、保険料はさかのぼって納めていただきます。会社等法人の事業所に勤務する方は、原則として、勤務先の健康保険に加入します。勤務先にご相談ください。

●加入の届け出・脱退の届け出は電子申請や郵送で手続きできます

勤務先の健康保険等をやめて国民健康保険に加入するときや、新たに勤務先の健康保険に加入し国民健康保険を脱退するときは、スマートフォン等での電子申請や郵送で手続きできます。医療保険年金課・特別出張所で手続きする場合は、加入の届け出の際は健康保険資格喪失証明書を、脱退の届け出の際は国民健康保険資格確認書(お持ちの方のみ)と勤務先の健康保険組合名、資格取得日、記号・番号が全て記載された書類(資格確認書、社会保険資格取得証明書、資格情報のお知らせ等)をお持ちください。詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)でご案内しています。



◆令和8年度の住民税の申告を

保険料の算定基礎額は、住民税の課税内容に基づいて計算しています。前年中に所得がなかった方等も、令和8年1月1日に住民登録のあった区市町村で、住民税の申告をしてください。

◆保険料の軽減・減免制度

詳しくは、新宿区ホームページ(右二次元コード)でご案内しています。



後期高齢者医療制度 令和8年度の保険料等の変更点・入院時負担軽減支援金

令和8年度の保険料の変更点

- 保険料計算に係る金額・所得割率等
 令和8年度からは子ども・子育て支援金分(子ども分)が加算されます。
- 均等割額の軽減が適用される基準額

変更点	変更後		
	医療分	医療分	子ども分
保険料均等割額	4万7,300円	5万3,300円	1,300円
所得割率	9.67%	9.88%	0.26%
賦課限度額	80万円	85万円	2万1,000円

「被保険者全員と世帯主の総所得金額等を合計した額(基準額)」が下記に該当する世帯		軽減割合
変更前	変更後	
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円以下	7割★
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(30.5万円×被保険者の数)以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(31万円×被保険者の数)以下	5割
43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(56万円×被保険者の数)以下	43万円+(年金または給与所得者の合計数-1)×10万円+(57万円×被保険者の数)以下	2割

★令和8年度の均等割額は、医療分に限り、軽減割合が7.2割となります。
 ※65歳以上(令和8年1月1日時点)の方の公的年金所得は、その所得からさらに15万円(高齢者特別控除額)を差し引いた額で判定します。
 ※世帯主が被保険者でない場合でも、世帯主の所得は上表基準額の算定対象です。
 ※世帯の判定は毎年度4月1日時点(年度の途中に東京都で資格取得した方は資格取得時)で行います。
 ※年金または給与所得者の合計数とは、同じ世帯にいる「公的年金等収入が65歳未満の方は60万円、65歳以上の方は125万円を超える」または「給与収入が55万円を超える」被保険者と世帯主の合計人数です(合計人数が2人以上の場合に適用)。

入院時負担軽減支援金の申請を

医療機関に年度内(4月1日～翌年3月31日)で通算して7日以上入院した場合、下記金額を支給します。
 ※介護施設への入所は対象外です。
入院日数・支給金額 ▶7～60日…1万円、▶61～120日…2万円、▶121日以上…3万円(年度内限度額)
 ④ 次の書類を区高齢者医療担当課高齢者医療係または特別出張所へ直接、お持ちください。郵送で申請を希望する方は、お問い合わせください。
 ▶入院日数が分かる領収書原本、▶被保険者本人の後期高齢者医療資格確認書、▶入院した方の通帳等(入院していた方が亡くなった場合は相続人の通帳等と印鑑)、▶申請者の本人確認書類(マイナンバーカード等)
 ☎▶保険料の変更点…東京都後期高齢者医療広域連合お問合せセンター☎0570(086)519(土・日曜日、祝日等を除く午前8時30分～午後5時)、▶入院時負担軽減支援金…区高齢者医療担当課高齢者医療係(本庁舎4階)☎(5273)4562